

# 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム「中野中央陽だまり」運営規程

(事業の目的)

第1条 生活協同組合パルシステム東京が開設する、グループホーム「中野中央陽だまり」(以下、「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、第4条に定める事業所の職員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護又は、介護予防認知症対応型共同生活介護(以下、「介護予防含め認知症対応型共同生活介護」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 第4条に定める事業所の職員は、利用者の「第二の家族」として家庭的な雰囲気での生活ができるようにする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の希望に沿って、自立促進に努め身体拘束等の無い適切なサービスを提供する。

3 事業の実施にあたっては、関係各行政、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 生活協同組合パルシステム東京 グループホーム「中野中央陽だまり」

(2) 所在地 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館 5F

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 管理者は1名を配置し、事業所2ユニットの従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 認知症対応型共同生活介護従事者(1ユニットあたり)

計画作成担当者 1名以上

介護職員 常勤換算3名以上

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等と連携、調整を行う。

介護職員は、介護計画に基づき、利用者に対して必要な介護及び支援を行う。

(3) 事務職員等 事務職員は、認知症対応型共同生活介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日・営業時間・料金・サービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(3) 料金 別に定める

(介護予防含め認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第6条 事業所の定員は、9名 2ユニット 計18名とする。

(介護予防含め認知症対応型共同生活介護の提供方法)

第7条 介護予防含め認知症対応型共同生活介護のサービス提供は次のとおりとする。

(1) 介護計画書を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行う。日常のケアにあたっては、親切丁寧を常に心がけ、利用者及び利用者代理人に対しサービスの提供方法については説明を行う。

(2) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わない。

(3) 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活を送り、達成感や満足感を得、安心して日常生活が送れるよう支援する。

- (4) 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援する。
- (5) 日常生活の中で行事を通して地域の方々との交流を深め、四季折々の生活を楽しんで送れるよう支援する。

(介護予防含め認知症対応型共同生活介護計画)

第8条 事業所は、利用者の心身の状況、希望、その環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と認知症対応型共同生活介護従事者と協議の上、援助方法、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護予防含め認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成し、説明、同意、交付を行う。

2 介護予防含め認知症対応型共同生活介護計画作成後においても、実施状況及び利用者の様態の変化等の把握、評価し必要に応じて介護計画の変更を行う。

3 事業所は介護予防含め認知症対応型共同生活介護計画を新たに作成した場合、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対して、内容の説明、同意、交付を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は中野区とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 サービス利用にあたっての利用者の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が日常生活のルールを守り生活するよう、利用者および家族に対し説明を行う。
- (2) 退居時、居室は原状復帰を原則とする。
- (3) 利用者は、サービスが不要になった場合には、契約の有効期間中であっても本契約を解約することができる。この場合には契約終了を希望する1ヶ月前に事業所に申し出るものとする。
- (4) 利用者は、緊急時の連絡先の確保及び医師・医療機関その他関係機関との連携(助言・指導等)について、事業所に協力するものとする。

(緊急時における対処方法)

第11条 介護予防含め認知症対応型共同生活介護の提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(緊急災害対策)

第12条 非常災害の発生に際しては、非常災害対策計画に基づき行動をとる。又非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 介護予防含め認知症対応型共同生活介護運営にあたって、介護職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 サービスの提供にあたっては、衛生管理等に必要な措置を講じ、感染症の発生、蔓延防止に必要な措置を講ずるよう努める。

3 サービスの提供にあたっては、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密をもらすことのないよう、必要な措置を講ずるよう努める。第4条に定める事業所の職員の退職後も同様の措

置を講ずるよう努める。また、利用者及び家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用しないこととする。

- 4 サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族からの苦情に対し迅速かつ適切に対応、必要な措置を講ずるよう努める。
- 5 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。
- 6 事業所は、介護予防含め認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は生活協同組合パルシステム東京と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

(規程の改廃)

この規程の改廃は、専務理事が行う。

(施行日)

この規程は、2016年5月1日より施行する。

2016年12月 1日制定

2024年 2月16日改定